

令和2年10月8日

市内小中学校保護者 様

神崎市 市民福祉部
市 民 課 長
(公印省略)

学校等での傷病等に係る日本スポーツ振興センター災害給付金と神崎市
小中学生及び高校生等に係る医療費助成制度の取扱いについて（通知）

神崎市では、児童生徒の保健向上及び保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援体制の充実に寄与することを目的とし、小中学生及び高校生等に係る医療費の一部を助成する制度を設けています。

当制度では、日本スポーツ振興センター災害給付金の対象となる学校等における傷病は助成対象外となっているため、これまで医療費受給資格証（黄色のカード）を提示しての受診はできませんでした。

しかしながら、給付金請求から支給までの間、保護者が負担する医療費の負担軽減を図るため、本通知後、以下の通り対応を変更しますのでお知らせいたします。

なお、この取扱いは神崎市独自の対応となりますことをご承知ください。

今回の変更に関し、不明な点があれば下記までお問い合わせください。

記

【従来の対応】

学校等における傷病において、日本スポーツ振興センター災害給付金の対象となるものは助成対象外であるため、病院等の窓口で資格証（黄色のカード）を利用して診療を受けることはできませんでした。

そのため、医療費の一部負担金はいったん保護者が支払う必要がありました。

【変更点】

災害給付金の対象となる学校等での傷病が助成対象外であることは従来どおりですが、保護者の希望があり、後日支給される給付金等での返還を誓約していただいた場合に、資格証を利用して受診ができます。（市が一時的に医療費を立替えます。）

返還については、給付金支給後、納付書をお送りしますのでお近くの金融機関から納入してください。

【問い合わせ先】

神崎市役所 市民課 国保医療係
担当：大坪、江崎
Tel 37-0115